

群馬自治

1

令和2年

No.363

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

群馬県町村会創立百周年記念特別寄稿

令和の時代と町村への期待

東京大学名誉教授

大森

彌

町村トップ通信

吉岡町／柴崎徳一郎 町長

議長随想

板倉町／延山 宗一 議会議長



目覚める

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 75

おすすめの一冊⑧ 「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」

ニカラグア共和国をご存知ですか？中米地域に位置し、人口は約622万人、コーヒー豆栽培や肉牛といった農業を主要産業とする国です。

甘楽町は、JICA等関係機関の協力を得て、令和元年6月28日にこのニカラグア共和国のホストタウンに登録決定されました。ホストタウンとは、東京オリンピック・パラリンピック大会開催により、選手が来訪することを契機に全国の自治体と大会参加国・地域との相互交流を図るもので、当町では、「子どもたちに世界を感じてもらおう」「町民の皆様に歴史的イベントに関わっていただくことを体感してもらい、心に残る思い出を作ってもらおう」ことを目的として事業を進めています。

当町とニカラグア共和国のホストタウン交流は、「ただいまおかえりホストタウン」(事後交流型)と呼ばれるもので、大会終了後に選手が当町を訪問して交流を実施し、それまでの間にイベント等の開催により、大会やホストタウン交流の機運を醸成しようというものです。事後交流型ということから、選手との交流が大会直後

新たな国際交流「ホストタウン」

までないという懸念がありました。そのことを払拭する機会は突然やってきました。台風の影響により成田空港で足止めとなっていた、U-18バスボールワールドカップ選手団が、当町を訪れることとなったのです。選手団の滞在中には、甘楽中学校で中学生と一緒に給食を食べ、同校野球部と野球交流を実現することができました。短い期間ではありましたが、この体験は、中学生がニカラグア共和国を知り、世界を知るきっかけとなったことでしょう。

当町は国際交流の町です。これまでイタリア共和国チエルタルド市との姉妹都市交流を36年、中国ハルビン市教育局との友好交流を28年続けてきました。令和元年、そして、町発足60周年という記念すべき年に新たに始まったニカラグア共和国とのホストタウン交流は、当町の国際交流を更に推し進め、グローバルな視野を持った青少年の育成、外国の方との共存意識の深化等により、これからのまちづくりの一助となることを確信しています。

(甘楽町 企画課 小林 洋平)



新たな百年に向け

群馬県町村会長
(甘楽町長)

茂原 莊一

謹賀新年

令和二年元旦

【群馬県町村会】

会長 茂原 莊一 (甘楽町長)

副会長 熊川 栄 (嬭恋村長)

堤 盛吉 (昭和村長)

理事 角田 紘二 (玉村町長)

田村 利男 (神流町長)

後藤 幸三 (高山村長)

中澤 恒喜 (東吾妻町長)

外山 京太郎 (川場村長)

栗原 実 (板倉町長)

金子 正一 (邑楽町長)

監事 黒岩 信忠 (草津町長)

村山 俊明 (大泉町長)

事務局長 梅村 透

外職員 一同

明けましておめでとうござい
ます。皆様におかれましては、
健やかに新年を迎えられたこと
と心からお喜び申し上げます。

令和元年台風第十九号に関して

昨年十月に我が国を襲った台
風第十九号は、本県にも甚大な
被害をもたらし、県内二十三町
村のうち、十八町村に災害救助
法が適用される事態となりました。

被災された町村、住民の皆様
には、心からお見舞い申し上げ
ますとともに、被災地の一日も
早い復旧、復興をお祈り申し上
げます。

本会にも、多くのご関係者か
ら、ご厚情溢れるお見舞状や過
分なるお心遣いを賜り、この場
をお借りして厚く御礼申し上げ
ます。

近年、気候変動の要因もある
のか、各地で災害が頻発してお
りますが、この度の経験も生か
して、何時、何処でも起こりう

る災害に備え、防災・減災対策
の一層の充実強化を図るととも
に、県・市町村相互の連携を深
め、住民の尊い生命、身体及び
財産を守っていかねければなら
ないと再認識したところであり
ます。

町村長の責務

町村は、急速な少子高齢化や
人口減少、基幹産業である農林
業の衰退など多くの課題を抱え
ており、また、総じて税源に乏
しく、厳しい財政運営を余儀な
くされております。

こういった大変厳しい状況に
はありますが、文化・伝統の継
承はもとより、食料の供給、水
源涵養、自然環境の保全等、国
民生活にとって極めて大きな役
割を果たしており、町村は、国
民共有のかけがえのない財産で
あり、日本人の「心のふるさと」
であると自負しております。

町村長には、このかけがえの
ない財産や「心のふるさと」を

次世代に引き継ぐという大きな
責務があると思います。

この大きな責務を全うするた
め、町村長相互の連携を一層強
固なものとし、直面する課題に
積極果敢に取り組み、地域特性
や地域資源を活かした施策、国
土強靱化のための防災・減災事
業などを展開し、豊かで安全・
安心な住民生活と個性あふれる
多様な地域づくりを進めて参り
ます。

創立百周年を振り返って

一九一九年(大正八年)に「群
馬県町村長協議会」として発足
した本会は、昨年十二月六日に
記念すべき百周年を迎えまし
た。

これもひとえに皆様のご支
援、ご協力の賜物だと厚く感謝
申し上げます。

昨年十一月には、皆様への感
謝の気持ちと百一年目からの決
意をお伝えするべく記念式典を
開催させていただきましたが、

皆様からの温かいお言葉の数々
に感動させられ改めて本会は、
多くの方々に支えていただいて
いることを痛切に感じることで
できた式典でした。

今後、皆様に信頼される組
織であり続けていくため、次の
百年に踏み出す百一年目の本
年、決意も新たに業務に取り組
み、本会の更なる成長及び新し
い事業の創生を図っていきたい
と考えております。

結びに

折しも本年は、子年であり、
ご存知のように十二支の最初に
戻った年です。

本会も新たな百年に向け、新
たな気持ちで歩み始めますの
で、引き続き本年も皆様からの
温かいご支援、ご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、
皆様のご健勝とご多幸をご祈念
申し上げ、新年に当たつてのご
挨拶とさせていただきます。



人が大切

群馬県町村議会議長会長
(上野村議会議長)

仲澤 太郎

謹賀新年

令和二年元旦

明けましておめでとうござい
ます。皆様におかれましては、
つつがなく新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

昨年五月一日、新たな時代「令
和」を穏やかに迎え、早や令和
二年の新春となりました。

時代の変わり目は平穏でした
が、地球温暖化の影響なのか、
昨年も各地で大雨や台風被害が
相次ぎました。

昨年十月、最大級の台風十九
号が襲い、本県でも十八市町村
に大雨特別警報が出され、本県
を含め死傷者が多数出るなど、
関東・東北地方にかつてないほ
どの甚大な被害がありました。

一日も早い復旧を願うばかり
です。

職員不足と合併の弊害

千葉県では、九月に台風十五
号、十月の台風十九号、そして
二週間後には、台風二十一号に
伴う大雨で、多数の死者が出る
など、度重なる災害に、疲れ果
てた住民にとって、復興意欲を
削ぐつらい仕打ちとなりました。

現代社会においては、電気の不
い生活は考えられませんが、

停電が三週間も続き、また、強
風で屋根瓦が飛ばされ、雨漏り
を心配する毎日を過ごす住民の
気持ちを見ると、心穏やかでは
いられませんでした。

今回の件で注目すべきは、実
際、甚大な被害であったにもか
かわらず、被害状況の把握が大
幅に遅れたことであります。

電気が通っていない状況の中
で、迅速に被害状況を把握する
ことは困難かとも思われます
が、「役所の職員が来るのが遅
い」、「公務員が全く足りてい
ない」との声も聞かれ、このこ
とが状況認識を遅らせた原因の
一つであると思われます。

平成十七年度から、地方財政
が厳しい状況を踏まえ、国の集
中改革プランによる公務員の削
減が行われました。

東日本大震災では被災地を応
援するため、現在も他の自治体
から職員を派遣しております
が、派遣する団体においてもぎ
りぎりの人数で役所を運営して
いるため、希望需要に応じられ
ない状況が続いております。

また、一昨年の西日本豪雨の
被災を受けた地域では、「支所
の職員は住民から通報を受けて
も、地名すらわからない状況
だった」という声もあり、平成
の大合併による地域防災力の衰

退が浮き彫りになりました。

いざ災害が発生すると、役所
の職員も被災者となるため、対
応が遅れるのも無理はありませ
んが、自助、共助が困難な大規
模災害は、やはり公助が重要と
なります。

二〇四〇年問題

二〇四〇年問題とは、高齢者
の人口がピークに達し、その
上、人口が大幅に減少していく
中で、団塊世代の子供達が六十
歳代後半になり、労働者人口が
不足することだと認識しており
ます。

こうした状況を見据え、国で
は、役所の職員も不足するため、
AIを駆使し、また、市町村単
位から市町村の枠を超えた圏域
単位での行政を行う考え方を示
しています。

こうした考え方を真つ向から
否定するつもりはありません
が、さきに述べたとおり、現状
でも職員数が足りているとは言
い難い状況の中で、いざという
時、役所が住民を守ることがで
きるかです。

不安を抱える住民にとって、
最終的なよりどころは、やはり
市町村の役所です。

小さいからできること
「お役所仕事」という言葉を
よく聞きます。

法令に則って業務を行ってい
かなければいけない役所の仕事
の宿命ともいえます。

しかし、その法令に不要な部
分があれば取り除き、足りない
部分を補強し、新たに作る必要
なものがあれば、制定するのは
我々議員の仕事です。

住民の抱えている課題を實際
に見て、聞くことができるのは、
小規模自治体である町村です。

AIが、勝手に仕事をしてく
れるわけでも、自然に住民サー
ビスが改善されるわけでもあり
ません。AIを使う現場の職員
がいて、住民の困り事を聞き、
また、我々議員も地域をくまな
く歩き、住民の声を聞きます。

そうした中で、住民に寄り
添った「まちづくり」ができる
ものと確信しております。

人がいなければできないこ
と、小さいからこそできること
が忘れられているような気がし
てなりません。

今後も各町村議会の発展と議
会機能強化のため、微力ながら
尽力してまいりますので、皆様
の更なるご指導、ご鞭撻をお願
い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多
幸を祈念申し上げ、新年の挨拶
といたします。

【群馬県町村議会議長会】

会 長 仲澤 太郎
(上野村議長)

副会長 南 千晴
(榛東村議長)

理 事 茂 木 栄 一
(南牧村議長)

山 本 隆 雄
(中之条町議長)

浅 沼 克 行
(長野原町議長)

星 野 栄 二
(片品村議長)

小 野 章 一
(みなかみ町議長)

三 友 美 恵 子
(玉村町議長)

延 山 宗 一
(板倉町議長)

神 谷 長 平
(邑楽町議長)

監 事 須 崎 幸 一
(東吾妻町議長)

永 井 一 行
(昭和村議長)

事務局 梅 村 透
外 職員 一同

町村トップ通信



みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか

吉岡町長 柴崎 徳一郎

明けましておめでとうございます。皆さまには、健やかに新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

今年はいよいよ東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。日本人選手の活躍はもとより、群馬県内で多数の市町村がホストタウンとして登録されたことにより、交流による新たな人の流れやそれに伴う経済効果にも期待しております。

さて、吉岡町では、交通網の整備に伴い、大型商業施設の出店や住宅地の開発などによる都市基盤の整備が進み、近隣市町村へのアクセスも良いことから、便利で暮らしやすい環境が魅力となり、県内でも高い人口増加率を誇っております。高速道路網からの玄関口としての駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業を起点とした周辺開発も着々と進めているところです。今後も吉岡町の地域の魅力を高め、移り住む人が

ます増えてほしいと思っております。

こうして移り住んでくれた人だけでなく、以前から町に住む町に住み続けたいと感じてもらえるようなまちづくりを進めていくため、「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、町民の皆さまの声を聴き、町民目線の



大樹町子ども交流事業（牛舎見学）

町政運営を行っております。

特に、子育て支援や高齢者支援の施策を推進し、子どもから高齢者まで、誰もが安心して、いきいきと暮らせる活力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。子育て支援としては、待機児童の解消や中学生までの医療費無料化にいち早く取り組み組んできたほか、増加する児童数に対応するため、昨年から駒寄小学校体育館の改築や吉岡



認知症カフェ

中学校の校舎増築を行っております。また、友好都市である北海道大樹町との子ども交流事業は、北海道の雄大な自然に触れられると好評をいただいております。高齢者支援については、町内の空き家を改修し、地域の人々が気軽に利用できる福祉拠点施設を整備し、認知症カフェやケアマネージャーによる情報交換会を開催するなど地域一体となつて進めております。

住み続けたいと感じてもらうためには、こうした暮らしやすさだけでなく、安全・安心なまちであることも欠かせません。近年は毎年のように大規模な自然災害が発生し、昨年も台風19号が県内に甚大な被害をもたら



城山みはらし公園機能説明会

したことは記憶に新しいことと思います。

吉岡町でも防災公園として「城山みはらし公園」を整備し、昨年開園したほか、防災無線のデジタル化などに取り組んでおります。こうした防災・減災に向けた基盤整備だけでなく、災害へ対応するためには、日ごろからの備えや近所同士の声のかけあい也非常に重要であるとして、こうした災害を目的としたり、さらに深く認識したところであります。昨年十一月に実施された総合防災訓練では非常に多くの皆さまにご参加いただいたことからその関心の高さがよくわかり、「自助・共助・公助」の精神のもと、災害に強い町にしなければならぬと改めて感じております。

こうした取組みの中で、以前から町に住む人と新しく移り住んだ人との間に一体感が生まれ、地域コミュニティをより強固なものにしていくことが、「住み続けたいまち」を「みんなで創る」ことにつながると確信しております。これからも住み続けたいまちづくりに向け、町民の皆さまの期待にこたえていかなければならないと身の引き締まる思いです。

群馬県町村会創立百周年記念特別寄稿



令和の時代と町村への期待

東京大学名誉教授 大森 彌

1 平成から令和へ

小渕恵三官房長官が記者会見室で「平成」の二文字を掲げて、「新しい元号は『へいせい』であります。」と発表したのは一九八九年一月七日でした。それから約三十年間、全国の町村にとって、平成の時代は、こころ平らかどころか、こころ騒ぐ年月だったのではないのでしょうか。

若者が流出する中で高齢化の波がいち早くやってきました。「平成の合併」と「道州制推進基本法案」では自治体としての存否が問われました。「三位一体改革」に伴う地方交付税の削減には苦慮しました。国による強力な合併推進が幕引きになった後は、「団塊ジュニア」が高齢者になる二〇四〇年頃には町村の「消滅可能性が高まる」というショック・ドクトリン（いわゆる「増田レポート」）が登場し、人口減少によって小規模

町村は「消滅」の危機に瀕するといわれました。こうした考え方を背景にして、二〇一四年の「まち・ひと・しごと創生法」（以下、創生法）が制定され、全国の町村も、大わらわで計画策定をすることになりました。

内閣は、二〇一九年五月一日をもって元号を「平成」から「令和」へ変え、安倍晋三総理は、新元号の制定について「春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いを込め、決定した。」と説明しました。これを町村に当てはめて、令和の時代には、一つ一つの町村が、明日への希望をもち、それぞれの地域社会の可能性を精一杯引き出していくことができるでしょうか。どうやら、人口減少が確実に進展する中で、安心してはいられない動きが強まりそうな気配です。

以下、それについて概説し、町村自治への期待を述べたいと思います。

2 人口減少と町村の消滅

ある自治体の人口が減り続けられ、その自治体の存続が危ぶまれることは考えられます。しかし、自治体は法人ですから自然には消滅しません。法人の廃止と設立には手続きが不可欠だからです。関係市町村が協議をし、都道府県に申請を出し、認証を受ける必要があるのです。もし人口減少の進展によって町村が消滅することがあるとすれば、それは、町村の長・議員・住民が、不安に駆られ、困難に耐えかね、気持ちが萎えて、法人としての町村の存続を放棄する場合なのです。町村の関係者が、住民の暮らしを支える責任を果たすために、自治体としての町村を断固として守り通そうとする意思をもつ限り、町村は

消滅しません。

この意味で合併は市町村の自主的判断によっています。人口減少にもかかわらず、否、むしろそうであるがゆえに、住民の平穏な日常生活の維持にとって、最大の「安全網」は自治体としての町村が存在していることなのです。それには、法人としての自治体を存続させていくという堅固な意志が必要で、全国の町村に求められているのは、これからも、その意志の強さです。

3 創生戦略事業のゆくえ

わが国の人口は、二〇〇八年の人口一億二八〇八万人をピークに減少局面に入りました。人口減少は、周産期の死亡率の低下（満二十八周以降の死産と早期新生児の死亡の率。千人当たり一九七五年は一六・〇人だったが二〇〇五年には三・三人にまで低下。子どもを多く生む必要がなくなったといわれる。）を基本的な背景として、現象的には未婚率の上昇、晩婚化の進展、出生児数の減少によって起っています。これらに対策がないわけではないのですが、決

め手を欠き、奇策もありません。子育て・教育環境を改善するなど長期にわたって根気よく取り組んでいかざるをえないのです。

創生法は、「人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正する」ことを目指しています。これに基づいて、すべての自治体が、それぞれに「人口ビジョン」と「戦略計画」を策定しました。この創生戦略計画の特徴は「フォアキャスティング」の思考方法をとっていることです。過去から現在までの蓄積データから、人口不足となる将来へ向かって人口増大策を図るという発想です。

創生法実施から五年を経ましたが、合計特殊出生率の伸びは芳しくなく（二〇一五年一・四五、二〇一八年一・四二）、東京圏への人口の流入超過は続いています（二〇一八年は、十三万六千人、二十三年連続）。しかし、創生法がある限り、この人口政策はやめられません。国は、関係人口や人材確保などを強調する「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一九」を定め、創生事業を継続していくことにしています。自治体も取り

組みを続行せざるをえません。

町村としては、それぞれの地域の実情に即した地域課題の解決に向けて、住民と共にさまざまな創意工夫していく以外にはないでしょう。地域の資源を巧みに生かし、できるだけお金が地域で回る仕組みを工夫し、私共の小さな拠点をつくり、地域の個性と魅力で外から人を呼び込み、遠隔地を含め他の自治体との連携にも取り組む、そういう町村の実践例は既によく知られています。国の創生事業のゆくえがどうあれ、町村としては、この蓄積を大事にし、粘り強く地域づくりを続けていけばよいのではないのでしょうか。

4 新たな圏域行政 ―「二〇四〇構想」と 第三十二次地方制度調査会

さて、二〇四〇年頃に内政上の危機が到来すると捉え、これへの対処を検討している動きとして、第三十二次地方制度調査会の審議のゆくえが見どころです。二〇一九年七月五日に安倍晋三総理から「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点

から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベクトミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」という諮問がありました。

この諮問は、すでに知られているように、総務省の「自治体戦略二〇四〇構想」研究会（以下、「二〇四〇構想」）をストリートに反映するものでした。「二〇四〇構想」の中に、町村自治にとって重要な提言が含まれています。それは、「個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保すること」と「都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくこと」が必要であるとしている点です。

（一）バックキャスティング
ここでは、創生戦略計画とは違って、未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って（逆算して）現在すべきことを考えるという「バックキャスティング」の思考方法をとっています。人口減少に伴う

危機への対処方式が異なっているのです。

二〇四〇年頃には、人口減少と少子高齢化の進行により、暮らしを支える人材・機能・施設量等が縮減し、人口拡大期にとついていた「個々の自治体が現場の知恵と多様性で生み出した政策で乗り越える」という方策は人口縮減期には有効ではなく、「標準化された共通基盤を用いた、効率的なサービス提供体制を構築する」必要があると見えています。これは、フォアキャスティングの思考から抜け出していない創生事業へ疑問を呈したともいえます。

（二）フルセット主義

町村にとつて問題になるのは、行政のフルセット主義を排し、圏域単位で有機的に連携することが必要であるとしている点です。一般に、フルセット主義とは、市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していくとする考え方のことです。

市町村は、その自治権が及ぶ一定の区域をもつことによつて、その区域内の地域社会を充実させよう、そのための施策を

おおもり わたる
大森 彌 東京大学名誉教授

1940年、旧東京市生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。法学博士。東京大学教授、東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長、千葉大学教授、放送大学大学院客員教授を歴任。専門は行政学・地方自治論。地方分権推進委員会専門委員・くらしづくり部会長、自治体学会代表運営委員、日本行政学会理事長、特別区制度調査会会長、都道府県議会制度研究会座長、内閣府独立行政法人評価委員会委員長、社会保障審議会会長・同介護給付費分科会会長、地域活性化センター「全国地域リーダー養成塾」塾長などを歴任。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、「NPO地域ケア政策ネットワーク」代表理事など。近著に、『老いを拓く社会システム』（2018年、第一法規）、『人口減少時代を生き抜く自治体』（2017年、第一法規）、『町村自治を護って』（2016年、ぎょうせい）、『自治体の長とそれを支える人びと』（2016年、第一法規）、『自治体職員再論』（2015年、ぎょうせい）、『政権交代と自治の潮流』（2011年、第一法規）、『変化に挑戦する自治体』（2008年、第一法規）、『官のシステム』（2006年、東京大学出版会）など。

できるだけ自前で展開しようと努力します。それは自立精神の発揮であって、それ自体が問題ではありません。問題なのは、他の自治体には負けまいとし、あるいは見栄を張って、地域社会のニーズにそぐわない施設建設やサービスをこなさうとすることです。

市町村の区域は固定していませんが住民は区域を超えて行きますから、区域内ですべてのサービスを完結させようとするのはもともと無理なのです。ですから、市町村は、一部事務組合など他自治体との連携事業を行っています。市町村行政の実態から見れば、わざわざ、「市町村が行政のフルセット主義を排し」などという必要はないのです。しかも、国は、「平成の合併」の強力推進の時はフル

セットで行政サービスを提供できる「基礎自治体Ⅱ総合行政主体」の整備が必要だとしていました。更なる合併推進が無理だと判断した後は、自治体間の広域連携を強調し、今度はフルセット主義から脱却を説いているのです。どうも辻褄が合っていないように思えます。

新たな圏域行政制度がどんな内容になるのか定かではありませんが、町村としては、フルセット主義にこだわる理由も必要ありませんから、事務の性質と経費等を考えて、既存の広域連携の制度を適宜活用していけばよいわけで、自治権の一部の放棄を余儀なくされ、住民自治が及びにくいような新たな「圏域」の構想には要注意ではないでしょうか。

(三) 都道府県の補完

また、行政サービスの持続可能性を十分に確保できないと判断した市町村は都道府県に補完を求めているのかという考え方もあるようですが、すでに都道府県による市町村事務の代替執行制度が設けられており、事務は町村の名で行われ、効力は町村に帰属することになっています。もし町村側に切実なニーズがあれば、この制度を使っていけばよいわけです。

その際、都道府県のスタンスが問題になります。都道府県は、市町村のために存在し、市町村と共に協働して自治を担うという考え方（対等協力）に徹し、どんなに人口が少なくとも、どんなに財政力が小さくともそこで生き抜こうとしている住民とその代表機関である町村がある限り、その意思を尊重し、その努力を励まし支援することこそが基本的任務であるべきなのだと思います。このことを町村は声を大にして訴えていく必要があります。

交付税の動向です。地方交付税交付金の確保なしには、ほとんどの町村の財政運営は困難になります。

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを、住民が全国どこで生活しても享受できるようにするための財源です。原資は国税という形で徴収されているものの一部となっていますが、それらは本来地方の固有財源であり、また、自治体全体で共有している財源なのです。いかに財政力指数の低い町村でも、地方交付税制度がある限り、財政運営を工夫しながら自治体としての存続を図っていくことができます。

問題は、この貴重な交付金を含め、確保できる財源を使つて、どのように地域社会を持続可能なものにしていくかです。人口減少時代を生き抜いていくために、縮減・縮小すべきものと充実させていくものを住民と一緒に検討し選び取っていくことが必要です。ITCの利活用による地域情報化を含め地域経営の総合力が問われているのだと思います。

5 地方交付税と町村の存続

なんといっても財政力が小さい町村にとって気掛かりは地方

群馬県町村会創立100周年 記念式典が挙行される

～福田康夫元内閣総理大臣が記念講演を行う～



福田元首相による記念講演

群馬県町村会は、令和元年十一月二十八日、前橋市・ホテルシーネ新前橋において創立一〇〇周年記念式典を開催し、県内の各町村長及び町村議会議長並びに県及び県関係国会議員

など関係者約八十名が出席した。記念式典は茂原会長の挨拶により開会し、第一部として福田康夫元内閣総理大臣から「日本の進むべき道」と題する記念講



記念祝賀会

演が行われた。続いて第二部の記念祝賀会は、茂原会長の開式の辞により開宴し、来賓として福田元首相、山本一太群馬県知事、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町

長、五十嵐清隆群馬県市長会副会長（伊勢崎市市長）、仲澤太郎群馬県町村議会議長会長（上野村議会議長）からそれぞれ祝辞が述べられた。また、中曽根康弘元内閣総理大臣からのお祝



群馬交響楽団による弦楽四重奏

いメッセージが披露された。次に、群馬交響楽団の弦楽四重奏による記念演奏が催され、熊川副会長（嬭恋村長）の乾杯により祝宴に移った。祝宴では、小渕優子衆議院議員、狩野浩志群馬県議会議長及び井田泉群馬県議会副議長からメッセージをいただき盛会のうちに進行し、田村理事（神流町長）の閉会の辞により閉会となった。



祝辞を述べる
荒木泰臣 全国町村会長



祝辞を述べる
山本一太 群馬県知事



祝辞を述べる
福田康夫 元内閣総理大臣



祝賀会開式の辞を述べる
茂原 会長



小淵優子 衆議院議員
から祝賀メッセージ



乾杯の挨拶を述べる
熊川 副会長



祝辞を述べる
仲澤太郎 県町村議会議長会長



祝辞を述べる
五十嵐清隆 県市長会副会長



閉会の辞を述べる
田村 理事



井田泉 群馬県議会議副議長
から祝賀メッセージ



狩野浩志 群馬県議会議長
から祝賀メッセージ



大会全景

全国町村長大会に全国926町村長が出席

これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議

農村価値の創生に関する特別決議

防災・減災対策の更なる強化・推進に関する緊急決議

を満場一致で採択



荒木泰臣 全国町村会長

全国町村会主催による全国町村長大会が、令和元年十一月二十七日正午から東京・渋谷のNHKホールで開催された。大会には、全国九二六の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の安倍内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、高市早苗総務大臣、北村誠吾・まち・ひと・しごと創生担当大臣、武田良太内閣府防災担当大臣、鈴木俊一自由民主党総務会長、松尾文則全国町村議会議長会会長など約一三〇〇名が出席した。



安倍晋三 内閣総理大臣

大会は、町村長の総意を結集して、農山漁村の持つ多面的な価値の重要性を訴え、それぞれの町村が地域の特長や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるよう、多様で個性溢れる町村の実現を目指すとともに、人口減少・少子高齢化や東京一極集中等を克服し、活力のある地域の創成を期すことを目的に開催され、棚野孝夫副会長（北海道白糠町長）の司会により進行し、はじめに全国町村



小田切徳美 明治大学教授

会荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）から挨拶があり、「地方創生の大本は安全安心な地域づくり。国民の生命・財産を守り、災害に強い国づくりを強力に進め、大規模災害に対する防災・減災対策の一層の強化を求める。また、町村が自主性・自立性を発揮し、創意工夫を凝らしながら、安全安心な地域づくりや現場からの地方創生を力強く推進していくため、町村の生命線である地方交付税をはじめとする一般財源総額の確保確保を強く求める。さらに、自治体戦略二〇四〇構想で提言された新たな圏域行政は、都市部を中心とした行政の集約化・効率化により周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでおり、今後、新たな圏域行政の法制化やスタンダード化が進行すると町村の存立基盤となる団体自治・住民自治を揺るがしかねない。頻発する自然災害、海外農産物の輸入拡大など農業・農村を取り巻く環境が急激に変化しているが、農村価値の創生に向けた

積極的な対応を求め、町村では農業の発展と振興のバランスをとりながら、農村の有する持続可能性を追求し、多様な主体が活躍できる地域社会を次世代につなげていくことが、都市と農村が共生する国づくりであると確信する。」と訴えた。

続いて、来賓の安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長、高市総務大臣、北村・まち・ひと・しごと創生担当大臣、武田内閣府防災担当大臣、鈴木自由民主党総務会長、松尾全国町村議会議長会会長が挨拶を行った。

さらに、町村への応援メッセージとして小田切徳美明治大学教授が登場し、にぎやかな過疎が全国各地に広がりを見せていることを例に「そもそも人口減少、人の数が減ることに着目する」という発想は古い。問題は人材がいるかである。地方創生は新しい段階に入った。これからは人口より人材であり、スタンダードではなく多様性が力を発揮し、自治体を支える仕組みづくりが急務である。人口減少時代を迎え、二〇四〇年問題が急浮上しているが、人口が減るくらいで自治体は消滅しない。町村長や議会議員、住民の皆さんに苦しくとも絶対に自分の自治体は消滅させないという強い意志を決めれば自治体は消滅しない。町村は既に高齢化のピークを経験し、二〇四〇年ごろの深刻さを経験している。どう頑張ればいいのか大体見えてくる。危ないのは大都市。その大都市を町村の知恵で支える時代が訪れる」と町村長を激励した。

最後に、議事として、太田長八副会長（静岡県東伊豆町長）の議長のもと、決議、特別決議、緊急決議及び大会要望について、坂口博文行政委員会委員長（徳島県那賀町長）、佐藤仁財政委員会委員長（宮城県南三陸町長）、羽田健一郎経済農林委員会委員長（長野県長和町長）、永原譲二副会長（福岡県大任町長）及び庵治典章副会長（兵庫県佐用町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、閉会となった。

決議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果た

してきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が加速している状況の中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び大型台風・記録的豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、東日本大震災、熊本地震及び大型台風・豪雨災害等か

らの復旧・復興の加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策を強化すること。

一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。

一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。

一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、地方分権改革を推進すること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

一、TPPや日欧EPA、日米貿易協定の締結による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。

一、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。

一、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。

一、参議院の合区を早急に解消すること。

一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議

全国の町村は、住民に最も身近な自治体として、地方自治の本旨である団体自治・住民自治のもと、住民と行政が総力を結集して地域課題の解決、現場からの地方創生の実現に向けて今まさに懸命に努力を傾注している。

そして、我々町村は、それぞれの地域経営や行政運営のみならず、我が国の文化・伝統の継承、食料やエネルギーの供給、水源かん養、国土の保全、都市と農山漁村の交流促進など、国民生活にとって欠くことのできない重要な役割を担い続けている。

今後、全国の町村長は、これからの時代への強い危機感とともに新たな希望に向けて、地域資源を活かし、地域の個性を磨き、「小さくとも多様な町村の価値」を向上発展させるため、全力で挑戦し続ける決意である。

このような中、国においては、新たな圏域行政の法制化とスタンダード化などを盛り込んだ「自治体戦略2040構想」を公表し、この問題認識を受けスタートした「第32次地方制度

調査会」では、現在、後半の審議が鋭意行われているが、今後の審議の行方によつては、団体自治・住民自治に基づく町村の存立基盤をゆるがしかねない恐れがある。

特に、新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性ははらんでいる。

これは、「平成の大合併」の荒波の中で、苦渋の決断を迫られた我々町村及び旧町村の教訓でもある。

広域行政は、既に一部事務組合や広域連合、事務委託や定住自立圏等多くの選択肢があるにもかかわらず、我々が納得できる十分な検証が行われないまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。

我々全国の町村は、このような圏域行政の推進に断固反対する。

農村価値の創生に関する特別決議

中山間地域を含む農村地域は、食料の供給や水源の涵養、国土の保全などの国民生活に欠くことのできない役割のほか、

これからの時代にあつて、「少子化に抗する砦」「再生可能エネルギーの蓄積」「災害時のバックアップ」「新たなライフスタイル、ビジネスモデル提案の場」等の新たな可能性を持っている。

今後、農業・農村を取り巻く環境が急激に変化していくなかにあつて、我々全国の町村は、「農業の発展」と「農村の振興」のバランスをとりながら、農村の有する持続可能性を追求し、多様な主体が希望を持って活躍できる地域社会を次世代に継承することこそが、令和新時代の国づくり及び都市・農村共生社会の実現につながるものと確信している。

国においては、現在、次期「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めているところであるが、全国町村の総意として、以下の項目について、特段の積極的な対応を求めるものである。

一、農村における「人」と「土地」に関わる取組みや各般にわたる農業・農村政策について、これらを「農業の発展」「農村の振興」「多面的機能の発揮」の3つの視点で連環発展させるための国・自治体を通じる政策を「農村価値創生政策」として位置づけるとともに、その中核的役割を担う「農村価

値創生交付金(仮称)の創設及び日本型直接支払制度等の拡充を行うこと。

一 農村価値の創生に向け、農業・農村の担い手の育成・確保、農地継承等の一層の円滑化を図るとともに、中山間地域の維持発展への取り組み、女性・若者や障がい者などが活躍する農村づくりを推進すること。

一 大規模営農者のみならず、小規模農家や高齢者農家なども含めた多様な形態の農業者が、それぞれの状況に応じて一層活動しやすい環境を広げていくため、Society5.0の推進を含めたスマート農業の新たな展開に係る支援を積極的に講じること。

また、田園回帰の潮流を踏まえ、「関係人口」の拡大を図り、農村地域の活性化や移住・定住の促進につなげるための政策を積極的に推進すること。

一 顕発化・激甚化する自然災害や温暖化等の気候変動等により、農業者が営農意欲を失うことのないよう、防災・減災対策の強化、環境に強い農業等を積極的に推進すること。

また、農村社会を脅かす深刻かつ恒常的な「災害」とも

いえる鳥獣被害対策を抜本的に強化するとともに、深刻な事態の続く豚コレラ対策等の教訓を踏まえた危機管理対応を構築すること。

一 TPP11 協定や日欧EPA、日米貿易協定に伴い懸念される影響をしっかりと見据え、各地域の実情を踏まえた支援策の充実を図り、農業・農村「セーフティネット」ともいえる万全な対策を講じること。

一 農業・農村政策の推進にあたって、国と自治体とのパートナーシップの構築は必須の取組みであり、「農政に関する国と自治体との協議の場」を設置するとともに、特に、農村政策については府省連携による総力を結集すること。

また、自治体農政を担う人材の育成と新たなネットワークづくりへの支援、地域の実態を踏まえた規制緩和の促進等に積極的に取り組むこと。

以上決議する。

防災・減災対策の更なる強化・推進に関する緊急決議

未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、全国各地で地震、豪雨、台風、大雪

などの様々な自然災害が毎年のように発生しており、特に、近年の記録的な豪雨災害等は、顕発化・激甚化・広域化し、いまや全国どこでも被災地になりうる状況にある。

これらの災害では、多くの人命が失われ、農林漁業をはじめとする産業基盤の甚大な被害とともに、水道、電力、通信等のライフラインの寸断や道路、河川、鉄道等の交通手段の途絶により、集落の孤立や長期間の避難所生活を強いられ、農業や商工業をはじめ生業の再建を困難にするほどの被害をもたらし、住民生活や産業経済に計り知れない大きな影響を与えている。

安全安心な地域社会、づくりの基底にあるのは、地域コミュニティの絆と自助・共助・公助の精神であるが、人口減少・少子高齢社会が一層進む中で、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化も大きな課題となっている。

このような近年の災害教訓等を踏まえ、全国町村の総意として、国民の生命・財産を守り、災害に強い安全安心な国づくりを推進するため、以下の項目を国に求めるものである。

一 「国土強靱化基本計画」については、これからの国づくりを見据え、必要な見直しを大胆に行い、各般の事業を強力に推進すること。

業を強力に推進すること。

「防災・減災のための国土強靱化3か年緊急対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること。

特に、治山・治水対策及び停電・断水対策等については、これまでに経験したことのない近年の豪雨・台風災害等の様相を踏まえ、対策の検討及び支援の更なる強化・推進を図ること。

一 被災地の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。

一 農林漁業や商工業、観光等への甚大かつ累次の被害は、地域経済に回復しがたい影響を及ぼすのみならず、離農や廃業等につながることで、強く懸念されることから、被災者に寄り添い、きめ細かな事業再開等に向けた支援策を講じること。

一 災害支援や復旧・復興に関わる各種法制度・支援策については、被害が多様化・複雑化していることから、被災地及び被災者の現場実態を踏まえた実効ある支援となるよう、指定要件の見直しや支援対象の拡大等を

行うこと。

一 組織・人員の限られた町村においては、発災初動時から応急対応、復旧・復興の各段階における国の地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

また、災害関連情報の伝達・情報共有等に係るハード・ソフト両面の必要な見直しや整備について、支援策を充実すること。

一 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上決議する。

当選町村長紹介



町長 岸 正一
金子

一九四二年十二月二十一日邑楽町生まれ。七十七歳。趣味はウォーキング、ラジオ体操。座右の銘は「誠実」

令和2年度 県予算編成・施策に関する要望活動を実施



山本知事と正副会長

県町村会は令和元年十月七日、山本知事に対し、令和二年度群馬県予算編成に伴い、県内の町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

令和二年度

県予算編成及び 施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県内町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域であります。

しかしながら、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、自治体として極めて厳しい状況に置かれております。

群馬県町村会としては、町村長相互の連携を図りながら、更なる町村の発展に向け、鋭意努力して参る所存です。

さて、今般の要望事項につきまして、「地方交付税等の一般財源総額確保」をはじめ、町村にとっては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保については、財政基盤が脆弱な町村が地方創生の取組みの中で、自主性・主体性を発揮して地域づくりが行えるよう、県におかれましては全力で対応いただければ幸甚に存じます。また、第三十二次地方制度調

1、地方交付税等の 一般財源総額確保 について

総務部

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なた

め、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確

査会では、圏域における地方公共団体の協力関係、その他必要な地方行政体制のあり方等が諮問されましたが、本会及び全国町村会では「広域連携は、本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。」と国に対し主張しておりますので、県におかれましても、私ども町村の主張、意見を十分にご理解賜り、積極的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっておりますため、全額復元に取り組みことも併せて国への働きかけを要望いたします。

2、地方税の税收確 保対策に係る群馬 県税務職員の市町 村派遣制度等の継 続について

総務部

これまで、県における地方税

収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのために、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、さらに税収確保体制を強化し整備していく必要があります。このため、これまでも増した賦課徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

3、火山対策の充実について

総務部

県内では、三つの火山（日光白根山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、本白根山）、浅間山）

課徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても令和二年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

に噴火警戒レベルが運用されており、各火山が所在する町村においては、活火山法に基づく火山防災対策として、火山ハザードマップや火山防災マップ等の作成・周知、避難計画の策定、施設所有者等の避難確保計画の

策定と避難訓練の実施、また、火山への登山者に対する措置も行うことが求められており、併せて、安全対策として避難施設の整備や維持管理及び火山防災情報の広報などが求められています。

これらに適切に対応するには、単独の町村で行うには予算的に厳しく、また、専門的知識・知見が必要であるため、町村の体制ではかなりハードルの高いものとなっていることから、火山防災予算の確保について国へ積極的に働きかけいただき、県内の火山対策の充実を図るとともに、対象地域の町村に対して、活火山法に定められている避難計画の策定等について、県からの助言やサポートが講じられるような体制整備が図られるよう引き続き要望いたします。

4、外国人住民への対応のための人的支援及び経費補助について

企画部

外国人住民が人口の約一八％を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、多文化共生コ

ミュニティセンター、保健福祉総合センターなどにポルトガル語の通訳職員を複数配置し、行政情報などの正確な提供に努めているだけでなく、県内外に住む外国人からの問合せや相談等への対応、同町で翻訳した資料等の県内外市町村への提供など同町以外に在住する外国人への対応も多いことから、通訳職員への負担及び人件費等の同町の負担が増大しているそうです。

つきましては、外国人住民に対する行政サービスの提供は、県内市町村共通の事柄でもあり、通訳職員や多言語への対応などは一自治体では限界があるため、県におかれましては、人的支援及び経費補助について、特段の配慮を賜りますよう引き続き要望いたします。

また、現在、AIを活用した数十種類の多言語の翻訳ソフトや翻訳機能付きの端末が普及しつつあり、窓口業務において、これらを有効に活用することで、窓口対応職員の負担軽減、対応時間の削減及び説明内容の充実による行き違いの解消等が大いに期待できますので、多言語に対応した翻訳システムの窓口設置費用とその運用におけ

5、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

生活文化スポーツ部

る通信費についても、特段の配慮を賜りますよう要望いたします。

相談員が被害者の心の拠りどころとなって日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわ

たっていることから、県女性相談所の一時保護施設へ措置するケースもありますが、言語問題や生活習慣の違いにより保護施設での生活も苦慮する点が多いので、外国籍被害者にも配慮した施設運営の整備も併せて引き続き要望いたします。

6、消費生活センター運営経費に係る支援の継続について

生活文化スポーツ部

消費生活センター相談員に係る人件費や啓発事業費については、地方消費者行政推進交付金を引き継いだ地方消費者行政強化交付金推進事業の対象となつていますが、この交付金事業については、活用期間が限定されており、今後段階的に削減されていくことが決定しております。

IT化や国際化の進展、少子高齢化などにより、消費生活をめぐる問題も多様化・複雑化していく中で、消費者に最も身近な相談窓口として同センターが果たす役割もますます高まっていくものと考えられますので、現在の相談体制を維持し、継続

的に消費者被害防止のための啓発活動を行い、今後の更なる消費者行政の充実のため、恒久的な国費又は県費補助金等の財政支援を引き続き要望いたします。

7、市町村・民間企業への防犯カメラ設置支援について

生活文化スポーツ部

高齢者宅を狙った詐欺、悪質訪問販売をはじめ、空き家や夜間不在となる建物への侵入被害等の犯罪が頻発しています。

特に町村部では、過疎高齢化や商店・事業所数が僅少であることから、都市部のような民間企業等による防犯カメラの設置は皆無に等しく、犯罪抑止や犯罪の特定に至らないケースが散見されます。

防犯対策、犯罪抑止となるよう警察と連携し、主要道路等へ公費にて防犯カメラを設置し、対策を講じてはおりますが、設置・管理等に伴う財政負担の観点から増設は、ままならない状態となっております。

つきましては、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心な県民生活推進のためにも、

防犯カメラを設置する市町村や民間企業への県費補助について、特段の配慮を賜りますよう要望いたします。

8、産婦健康診査(産後一ヶ月)の県内統一方式について

こども未来部

令和元年度から、妊婦健診と同様に、産後二週間の産婦健康診査については、市町村の委任を受け、県知事と県医師会が契約を行う県内統一方式の実施が開始されたところではあります

が、切れ目ない支援体制を構築するため、産後一か月の産婦健康診査についても、集合契約による県内統一方式とし、利便性の向上を講じられるよう要望いたします。

9、福祉医療制度の更なる充実について

健康福祉部

福祉医療制度は重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう医療費の自己負担を補助する制度であり、障害者等の社会的に弱い立場にあ

る人への支援、また少子化の一途を辿っている現在の日本において、子育て環境づくりを推進する上で、重要な制度でありますので、未就学児以外の子ども、重度心身障害者や母子家庭等への医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃し、全国統一的な福祉医療の制度化を図るなど適切な措置を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

10、救急医療・周産期医療・小児救急医療等の体制整備について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次保健医療圏内での救急医療体制、周産期医療体制及び

小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があると思われますので、医師の地域偏在解消策及び人材確保策並びに産後ケアに取組む医療機関の確保策も含めた十分な財政支援策を講じるよう国への働き掛けを引き続き要望いたします。

11、発達障害児(者)の支援施策の充実について

健康福祉部

発達障害者支援法が制定され、県においては、発達障害者支援センターの設置をはじめとして、様々な事業に取り組んでいたいておりますが、専門的相談や受診を希望した場合には、この機関も予約者が多く、数か月待ち又は受け入れてもらえない状況にあります。

発達障害支援に詳しい医師や心理士、作業療法士等も少なく、町村単位で事業を実施していくのは困難な状況にあることから、身近な地域でライフステージを通して切れ目なく、相談・療育・就労・医療支援が受けられるよう、県において、専門職の配置の充実、発達障害支援セ

ンターの複数設置も視野に入れた体制整備や人材育成等を図られますよう引き続き要望いたします。

12、「ぐんま緑の県民基金事業」の更なる充実について

森林環境部

ぐんま緑の県民基金事業」の第二期事業の実施に際し、制度の見直しが行われましたが、補助率等の算出基準に、箇所毎の

傾斜率や竹林の疎密度等に応じた「補正係数」及び事業に要する経費の差に対する「補助単価切替」等の考え方が追加されたことにより、事務処理が著しく煩雑化したと思われますので、事務の効率化・簡素化を図り、より活用し易い制度とするため、傾斜率の補正を地域別に設定する等、なるべく簡便な算出方法を採用していただきますよう要望いたします。

13、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」駆除の広域対応経費補助について

森林環境部

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは、日本の文化に定着している桜や果樹に被害を及ぼしている状況であり、特にその早期対応が重要であるとの観点から、広域での駆除に努めているところもあります。

クビアカツヤカミキリの生態は、幼虫から二・三年で羽化することから、その対応に三年間が必要であること、また、完全

な駆除については、公有施設だけではなく民有地においても、広域的に適切な措置を講じる必要があることから、国又は県における広域対応経費補助制度の創設を引き続き要望いたします。

14、廃棄物処理施設に対する財政支援等について

森林環境部

県内各地でダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化していることから、廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金について所要額が確保で

きるよう国へ働きかけていただきますよう要望いたします。

また、施設整備が広域のかつ計画的に進むよう、県職員専門的な見地に立った町村等への情報提供及び総合調整等支援のより一層の充実も要望いたします。

15、有害鳥獣対策について

森林環境部 農政部 県土整備部

有害鳥獣対策については、県

において鳥獣被害対策本部が設置され、全庁的な被害対策を推進していただいておりますが、ニホンジカ、クマ、イノシシ、サル等による被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルにまで達しておりますので、引き続き、関係機関が協力して生息状況・個体数の調査と迅速な被害防止対策を行うとともに、監視体制の強化策を検討し、被害が減少するよう、県としての適切な指導・対応を引き続き要望いたします。

また、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ることも引き続き要望いたします。

なお、これら野生鳥獣が道路を横断し、通行車両との衝突事故等が一部地域において多発している現状も見られますので、県管理道路における野生鳥獣との衝突事故防止対策や山林原野から住宅地・畑地への移動経路となつている県管理河川内の雑木伐採・除草も要望いたします。

16、農業用廃資材処理費用の一部助成について

農政部

農業用廃資材（廃ポリ・廃ビニール）の処理については、地区農業用廃資材等適正処理推進協議会を組織し、農業協同組合を中心に関係市町村、農業従事者において適正処理に努めておりますが、近年、処理費用が高騰化していることから市町村及び農業従事者の負担額が増加しているのが実情であります。

県においても、群馬県農業用廃資材等適正処理推進協議会を設置し、地区協議会に対し、情報提供等の連携を行っていただいているところではありますが、処理費用の現状を鑑み、県費による一部助成等の支援策も講じられるよう要望いたします。

17、豚コレラに対する侵入防止強化及び支援について

農政部

岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県及び埼玉県で発生している豚コレラにおいては、養豚農家に甚大な被害が発生しており、本県の養豚農家においても、衛生管理及び防除の予防費用が増大し、大きな負担となつております。

県におかれては、先月に豚コレラ対策緊急総合支援を実施され、豚コレラウイルス侵入防止のための防疫体制の強化を早急に図っていただいたところでありますが、引き続き万全な豚コレラウイルス侵入防止強化策を展開していただくとともに、養豚農家の増大する負担を少しでも軽減するための県独自の支援事業制度の更なる充実を要望いたします。

18、社会資本整備総合交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された

社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として大きな成果を上げてきたところでありますが、ここ数年、要望額に対する交付額が大幅に削減され、事業計画の進捗に重大な支障をきたしている状況であります。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

19、河川監視カメラの設置及び河川の適正な維持管理について

県土整備部

近年、時間雨量五〇ミリを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化しており、水害や土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

こうした中、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」では九州北部豪雨災害を受けて実施した県内の中小河川の緊急点検に基づき、河川の水位把握を

行うための水位計を設置しているところでありますが、今後、水位計の設置に合わせ、同箇所へ視覚でも状況判断のできる監視カメラを設置のうえ、映像を発信されますよう要望いたします。

また、県管理の河川内に雑木の繁茂や土砂の堆積があり、川の流れに大きな障害となっている箇所も見られますので、氾濫の危険性回避のためにも、河川の浚渫や自生雑木の除去等より一層の適正な維持管理も要望いたします。

20、浄化槽工口補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工口補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽工口補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換

が促進され、全国的に低い県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質保全が図られることが期待できますので、当該補助制度の令和二年度における継続を要望するだけでなく、当該補助制度の長期継続も併せて引き続き要望いたします。

21、浄化槽市町村整備推進事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年年度から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度がなくなるとは、町村及び設置申請者にとつて大きな負担増となります。

汚水処理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補

助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽市町村整備推進事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過

22、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については生活環境の改善や河川や湖沼などの公共用水域の水質保全を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところです。

各処理区の流域下水道では、従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりましたが、平成二十五年の県下水環境課主催の会議において、県から

年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となること予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

平成二十五年度中に構成団体と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、依然として協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、令和二年度においても従前のとおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費の回収及び流域下水道に従事する県職員の人件費について構成団体への追加負担が示されておりますが、これら

についても構成団体に多大な負担を強いものであるものと、現行どおりの県負担継続も引き続き要望いたします。

23、県内単一下水道事業の運営について

県土整備部

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている中、国は、総務省・農林水産省・環境省の連名で令和四年度までの「広域化・共同化計画」策定を都道府県に要請し、県においては、市町村と連携し汚水処理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県から「県央・西毛・吾妻・北毛・東毛」の五ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するためには、県内の全下水道事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、さらに、県では複数の流域下水道事業を運営

しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内全下水道事業の統合の検討が必要と考えます。

下水道事業の業務委託については、下水道料金の賦課徴収業務は、料金算定の都合により下水道事業に委託し、下水道施設の維持管理業務については、民間企業に委託しているのが現状ですが、現状の業務委託を県内五つの下水道事業ごとに集約することでもスケールメリットが得られますが、県が業務委託を集約し、包括的に推進することによって生まれるスケールメリットの方が大きいことは疑うまでもありません。

現在の広域化の理想の形は、東京都の水道局や下水道局であり、埼玉県では、秩父広域市町村圏組合の上水道の統合を皮切りに、その他地域がブロック化され、県がコーディネーター役となり関係市町村へ支援を行い、令和十二年度に埼玉県内の上水道事業を経営統合する目標となっています。

道府県内単一下水道事業は、他に例を見ませんが、近い将来

に実現していただきたい施策として引き続き要望いたします。

24、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいますので、今後も「七つの交通軸」の整備・強化を推進されますようお願いいたします。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方、整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、それらの地域では、過疎化、高齢化が激しく、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっておりますので、整備の遅れが指摘されている地域における交通

軸の整備促進を加速させるとともに、整備が進むことにより交通量の増加が見込まれる生活幹線道路の万全な安全対策等を実施しつつ、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を引き続き要望いたします。

また、予てから要望しております吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬭恋バイパス以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

25、国道二二〇号金精峠の通年通行について

県土整備部

国道二二〇号は、栃木県日光市を起点とし、本県沼田市に至る地域の産業・経済活動や周辺地域との文化交流、さらには、緊急輸送道路にも指定されている重要かつ不可欠な道路です。

「首都圏広域地方計画」においては、日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクトに位置づけられていますが、金精峠については、雪崩の危険性が高い箇所が点在し、安全確

保が極めて厳しい状況にあるため、冬期間の閉鎖が余儀なくされ、地域間交流が断絶されてしまっています。

金精峠が通年開通できれば、広域的観光ルートとしても、県内への大きな経済効果が期待でき、地域の活性化にもつながりますので、国や栃木県とも連携を図りながら、新たなトンネル（金精トンネル（仮称））の建設も含めて、通年通行に向けた検討について要望いたします。

26、道路の適正な維持管理について

県土整備部

県管理道路において、植栽帯や縁石まわりの雑草の繁茂により、町村道との交差点部等において、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

また、道路利用者によるゴミの投げ捨ての状況も見られますので、道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします。

27、空家等対策の推進について

県土整備部

空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっています。

町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、県におかれましては、次の事項に関し、支援措置を講じるよう国への働きかけを引き続き要望するとともに、県費補助制度の創設及び県支援策の拡充も引き続き要望いたします。

(一) 町村の空き家対策に必要な費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(二) 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的

な支援を行うこと。

(三) 町村への技術的な助言の提供、市町村相互間の意見交換や研修の場の設置、空家等対策協議会構成員の仲介又はあつせん等の県の支援体制を充実すること。

28、市町村乗合バス補助金交付要綱における補助対象の拡大について

県土整備部

町村においてバスを日常的に利用するのは、中心部から離れたところに住み、通院や食料品等の購入のために利用せざるをえない高齢者等です。

そのため、不採算を理由として民間企業がバス事業から撤退した後も、町村では高齢者のための無料部分も含め料金も低く設定し、交通弱者の足の確保を図っています。

しかしながら、住み慣れた地域で暮らし続けた高齢者等のため、バスの無料対象者枠を拡大せざるを得ない高齢化率の高い町村においては、少子高齢化による人口減少も相まって、バスの収支率は悪化し、運行費補

助や車両購入費補助が受けられない事態となっております。

つきましては、高齢者福祉や交通弱者対策として、町村のバス運行事業が継続できるよう、群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱の補助対象の拡大を要望いたします。

29、住宅用地の分譲促進及び商業施設誘致の早期実現について

企業局

県の人口は、今後も減少すると予想される中、人口減少に歯止めをかけ、賑わいのあるまちづくりを推進するためには、生活の基盤となる雇用を促進するための企業誘致や、商業施設等の誘致を行うなどして住宅団地の魅力度を高めることにより分譲を進め、定住促進を図っていく必要があります。

企業局におかれては、「板倉ニュータウン」や「ふれあいタウンちよだ」の分譲促進に向け、平成二十九年度に住宅用地の分譲価格を引き下げるなどの対策を講じていただいております。同年には分譲数が十四区画と四年

ぶりに二桁台を回復したところですが、平成三十年度は九区画と再び減少する傾向が見受けられます。

関係町においても、これらの住宅団地について、人口減少対策を進めていく上での重要なまちづくり基盤と認識しています。

ついては、企業局におかれても、より効果的な営業方法への見直しや周辺地価の状況を反映させた分譲価格の再度の見直しなど、販売戦略の再検討を行い、住宅用地の分譲促進及び商業・業務用地への商業施設誘致の早期実現に向け、関係町とともに、より一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

30、外国籍児童生徒に対する支援について

教育委員会

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にありますが、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適応して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を要望いたします。

町村長が山本知事と 活発な意見交換を行う

～県知事と町村長の昼食会を開催～

県町村会は、令和元年十月七日、前橋市・群馬会館食堂において、町村長と知事が地域の現状や課題について意見を交わすことを目的に「県知事と町村長との昼食会」を開催した。

本年六月三日、本会が知事選において山本知事を推薦した際

に、町村長との対話を重視するよう二十三町村の総意として要望し、意見交換会の開催が実現したものを。

会合は時間を有効活用するため昼食会形式で行われ、フリートークにより活発な意見交換が行われた。

「県関係国会議員と町村長との懇談会」

及び「町村長研修会」を開催

～県関係国会議員に対し、令和元年台風第19号に伴う災害に関する要請を行う～

群馬県町村会は、去る十一月二十七日、東京・グランドアーク半蔵門において、県関係国会議員と町村長との懇談会を開催した。この懇談会は、本県関係国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村行政の運営に役立てることを目的に催され、本県でも甚大な被害が生じた令和元年台風第19号に伴う災害に関する要請を行うとともに

また、翌日は、次の講師による「町村長研修会」を実施し、研修会終了後、全国町村長大会に出席した。



『AIで変わる自治体業務』

早稲田大学政治経済学術院
教授
稲継 裕 昭氏

令和元年台風第十九号に伴う災害に関する要請

十月の台風第十九号では、県内各地で記録的な雨量が観測され、河川の氾濫や家屋の損壊、浸水が多数発生し、各般のご支

援をいただいているところでありますが、被災町村においては、これまでにない広範かつ甚大な被害に加え、町村における人員や財政基盤が極めて脆弱であり、また、中山間地域などの地域事情を抱えた町村もあることから、国による格別の支援が必要とされております。

つきましては、被災町村の現況に鑑み、また、今後の台風・大雨等による被害の拡大防止のためにも、下記の項目について万全の措置を講じますとともに、特に補正予算等が必要となるものについては、早急に措置いただくよう強く要請いたします。

記

1 被災者生活支援について

人口規模に関わらず、等しく被災者生活支援制度を弾力的に幅広く適用するとともに、災害救助に係る応急費等や災害援護

資金貸付金等の支援を拡充すること、日常生活に大きな支障が生じないよう支援すること。

被災者生活再建支援法等の支援策の適用要件については、「半壊」「一部損壊」等も対象に加えることで、早期の生活再建に資するようにすること。

2 農林業・商工業への支援について

甚大な被害を受けた農林業や商工業については、被災した生産施設や商業施設等の応急対策や復旧、事業再開に向けた特段の対策を講じること。

特に、営農等の再開が困難な農林業者等に対しては、生活再建を最優先に、被災者に寄り添った支援策を講じること。

また、商工業者に対しては、激甚災害の種類の如何にかかわらず、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を適用すること。

3 公共土木施設・公共施設 医療施設・福祉施設等の災害 復旧について

公共土木施設、農業用施設の災害査定を迅速かつ柔軟に実施するとともに、十分な事業費を確保し、災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保・対象拡大及び償還金に対する交付税措置の拡充を行うこと。

また、災害復旧事業の実施にあたっては、現状復旧だけでなく、再び災害が生じないよう事前防災の視点も取り入れ、改良復旧を積極的に推進すること。

医療施設・社会福祉施設・学校教育施設等も甚大な被害が発生しており、早期復旧・再開できるように必要な支援を行うこと。

4 災害廃棄物の処理について

災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早急に処分するため、被災町村の費用負担については、十分な財政措置を講じること。

5 地方交付税等の財政支援について

被災町村の財政負担の急増に対処するため、特別交付税による財政措置を講じること。

町村財政基盤の確立に関する要請

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでおりますが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組を更に推進していく必要があります。

町村が、自主性・自立性を發揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが大切であります。

つきましては、町村財政基盤の確立を図るため、下記事項の実現を強く要請いたします。

記

1 地方交付税の充実強化

人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を發揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、地方交付税率の引上げを

含めた抜本的な見直しを行うとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

2 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税(交付金)は、ゴルフ場所在市町村におけるアクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図るうえでも不可欠な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないで、引き続き現行制度を堅持すること。

3 法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。

また、法人事業税収の一定割合は、令和二年度以降、市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅

持すること。

4 地方債の充実改善

町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できると、地方債の所要総額を

町村自治確立に関する要請

住民に身近な行政は、町村が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければなりません。

しかしながら、総務省に設置された「自治体戦略二〇四〇構想研究会」の取りまとめた報告書では、圏域マネジメントと圏域行政のスタンダード化、都道府県・市町村の二層制の柔軟化等の構想が提言され、さらに第32次地方制度調査会では、圏域における地方公共団体の協力関係、その他必要な地方行政体制のあり方等(新たな圏域行政の推進)が諮問されました。

多くの町村では、人口減少・少子高齢化を始めとする課題が何年も先行し、課題先進地として、試行錯誤、創意工夫をこらしながら日々懸命に地域経営を

確保するとともに、町村の資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

行ってきたところであります。

地方制度調査会に諮問された新たな圏域行政の推進は、中心市周縁部の町村や小規模町村等の団体自治、住民自治に基づく自己決定権が著しく制限され、町村の自治権そのものが著しく弱体化される恐れがあるう

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の早期制定に関する要請

早期制定に関する要請

本県の町村は、長年にわたって、食料・エネルギーの供給や水資源の涵養、国土の保全等公益的機能を担い、持続可能な国づくりの基盤を支えるとともに、本県の自然・気候風土に育まれた町村の暮らしや地域文化は、次世代に継承すべきかけがえのない財産となっています。

しかしながら、中山間地域を

づく制度づくりが行われることは、決して容認できるものではありません。

本県関係国会議員各位におかれては、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識いただき、真の分権型社会を構築するため、「広域連携は、本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。」という町村の主張、意見を十分にご理解賜り、新たな圏域行政が推進されることのないよう強く要請いたします。

抱える町村においては、昨今、若者等の田園回帰や交流人口、関係人口の増加など一部に明るい兆しが見られるものの、人口減少・少子高齢化に伴う地域の担い手不足が深刻なものとなっており、町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれています。

これらの町村においては、人

口急減等の厳しい状況の中にあっても、行政・住民が丸となり、強い決意をもって将来につながる地域経営に懸命に取り組んでいるところでありますが、地域の主体的な取組みを進めるうえで必要となる担い手人材の確保が急務となっております。

このような中、現在国会において審議されている「地域人口の急減に対処するための特定地

本県の道路整備促進に関する要請

道路は、住民の安全・安心な

生活を確保し、県土の均衡ある発展のために不可欠な社会基盤であり、その充実には、県内町村が均しく熱望するところであります。

安全・安心な交通及び平常時・

災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保は、住民の命と暮らしを守るとともに経済の活性化を図るために必要なものであり、道路ネットワークの整備と既存のネットワークを賢く使う取組の更なる推進が必要です。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、道路が生み出す様々な効果が最大限発揮されるよう、下記事項の実現を強く

域づくり事業の推進に関する法律」は、このような町村の切実かつ喫緊の課題をしつかりと受け止め取りまとめられたものと承知しており、全国の様々なハルデイを抱える地域が、将来に向けて希望を持ち、安心して諸課題に取り組む基盤づくりに貢献するものと期待しています。

つきましては、本法案が早期に制定されますよう強く要請いたします。

要請いたします。

記

1 地方創生と国土強靱化に資する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な公共事業総額を持続的に確保すること。

2 特に財政事情が厳しい市町村の道路事業について、地域の実情に配慮して、事業費総額を持続的に確保すること。

3 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設を検討するとともに、令和2年度道路予算の所要額を確保すること。

4 道路施設の老朽化対策を着実に進めるため、予算の別枠

確保など必要な支援を拡充すること。

5 トラック、バス、タクシー等の利用者目線での渋滞対策を促進すること。

また、平成三十年三月の道路法改正において、重要物流道路制度が創設され、本年四月に本県の主要な高速道路や直轄国道等の現道が指定されたところであるが、今後、新たに上信自動車道や西毛広域幹線道路等を重要物流道路に指定し、重点整備するとともに特車通行許可の迅速化を図ること。

6 本県の高速交通網を補完す

新たな過疎対策法の制定に関する要請

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」

制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨等の発生による林地崩壊、河川の氾濫

る「七つの交通軸」の主軸である次の道路については、計画的な整備に必要な予算を十分に確保し、重点配分するとともに、着実に推進すること。

県央軸 一般国道17号上武道路（四車線化）等

東毛軸 一般国道50号前橋笠懸道路等

西毛軸 西毛広域幹線道路等
吾妻軸 上信自動車道等

三国軸 一般国道17号綾戸バイパス等

尾瀬軸 一般国道120号等

渡良瀬軸 主要地方道桐生伊勢崎線等

など、極めて深刻な状況に直面しております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する国民の心のふるさとであるとともに、都市に対する食料・水・エネルギーの供給

国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献を果たしております。

過疎地域が果たすこのような多面的・公益的機能は、国民の

共有財産であり、それは、過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活にも寄与するものですから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させるため、本県関係国会議員各位におかれては、新たな過疎対策法の制定にご尽力賜りますよう強く要請いたします。

令和元年台風第19号災害に関する緊急要望など 19項目を要望



「群馬県関係国会議員と町村議長との意見交換・懇談会」 及び「町村議会議長研修会」を開催

群馬県町村議会議長会は、昨

年十一月十二日、東京・グラン

ドアーク半蔵門において、令和
元年台風第十九号災害に関する
緊急要望など十九項目を県関係
国会議員へ要望するとともに、

梅村事務局長の要請事項の説明
後、出席した十名の国会議員各
位から要請事項に対するコメン

トがあった。
また、翌日は、次の講師によ
り研修会を実施し、終了後、町
村議会議長全国大会に出席し
た。

重点要望

国会議員と二十三町村議会議長
が意見交換を通じて国・地方相
互の理解を深め、今後の町村政
運営に役立てることを目的とし
て「群馬県関係国会議員と町村
議会議長との意見交換・懇談会」

一、上信自動車道等の七つの交
通軸とその軸につながる生
活幹線道路の整備促進に関
する要望

とによる産業振興等、重要な役
割を果たしています。
については、軸となる上信自動
車道の早期完成と生活幹線道路
の整備促進について要望します。

群馬県が推進する「群馬がは

ばたくための七つの交通軸構
想」は、地域経済における多大
な効果と県土発展に勢いを生ん
でいます。

二、地域医療における医師確保
に関する要望

広域幹線道路が次々と開通し
ていく一方、その交通軸につな
がる道路整備が遅れている地域
もあり、それらの地域では、過
疎化、高齢化が進み、生活道路
の整備は地域存続のためにも不
可欠です。

少子化による人口減少が社会
問題となっている中、群馬県の
町村部においては、医師不足、
特に産婦人科医及び小児科医が
不足しており、深刻な状況にあ
ります。

「不良長寿のすすめ」

順天堂大学医学部
免疫学特任教授

奥村 康 氏



加えて、生活道路は、通院、
通学など住民の暮らしに直結
し、地域間交流を盛んにするこ

域住民が安心して生活する
ためには、救急医療体制の整備
や産婦人科・小児科などの医療
機関がいつでも近くで受診でき
ることが必要であり、こうした
医師不足問題の解消は喫緊の課
題です。
については、医師が不足してい

る地域や診療科で必要な医師数を確保し、医師の地域偏在と診療科偏在を解消するための必要な措置を講ずるよう要望します。

三、地方議会議員の位置付けの明確化に関する要望

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっています。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要があります。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じています。

ついでに、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員

として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るよう要望します。

四、議決事件に係る政令基準の廃止に関する要望

町村においては、議会の議決を要する工事・製造の請負について政令で五千万円以上、財産の取得・処分については、五千万円以上かつ七〇〇万円以上と定められていますが、この基準が自治体の予算や人口の規模、その地域の地価の動向とは無関係に一律に規定されているため、

議決の対象外となる案件もあり、議会のチェック機能が果たせない状況となっています。入札や契約の公正・透明性を確保し、予算執行の適正化を図るため、政令による基準を廃止し、条例により地域の実情に適した基準を規定できるよう要望します。

五、兼業禁止の緩和に関する要望

議員の兼業禁止については、地方自治法第九二条の二に規定されていますが、議員へ立候補する際に、この規定が足かせになっている場合があります。議会に多様な人材を確保するた

め、「請負」要件の明確化を図るとともに、請負禁止の範囲の見直しをすべきです。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されています。一方、法人については、「主として同一の行為をする法人」と規定されていますが、その解釈は請負量によって、個々具体的に判断するしかないとされています。議会運営の公正性及び事務執行の適正性の確保の観点から、個人も法人と同じ要件に緩和するよう要望します。

六、休暇・休職・復職制度の整備に関する要望

サラリーマンや女性など幅広い層の住民が議員へ立候補する場合や、当選後に他の職業と兼業しながら議会・議員活動を行っていくためには、労働法制における休暇・休職制度の整備が必要です。

また、議員を退職した後の復職制度についても、併せて整備するよう要望します。

七、手当制度の拡充に関する要望

現在、議員報酬、政務活動費、期末手当、費用弁償は法定化さ

れています。これ以外の手当は現行法上支給ができないこととなっています。

サラリーマンや女性など多様な人材を確保する観点から、例えば、子育て世代への手当としての育児手当、議会の活動によつて所得を失われた場合の不利益を補てんする所得損失手当、育児・介護にかかる費用補償としての世話手当などの支給を可能とする法改正を行い、手当制度の拡充を図るよう要望します。

八、議会費に係る財政措置の充実にに関する要望

平成三十年七月一日現在の町村議会の一議会あたりの平均議員定数は一二・〇人、平均議員報酬月額額は約二十一万五千円であり、議員活動を補佐する議会事務局職員は平均で二・五人（うち一・六人は監査委員事務局等の兼務）となっており、大変厳しい環境、体制のもと、日々、議会活動を行っているのが現状です。

こうした状況の改善が図られるよう、町村議会の議会費について、財政措置を充実強化するとともに、特に、低額である町村の議員報酬が改善されるよ

う、財政措置の充実強化を図るよう要望します。

九、保育スペースやバリアフリー化等の整備に関する要望

子育て世代や障がい者など幅広い層からの議会参画を促すため、さらには傍聴者への配慮の面からも、保育スペースの設置やバリアフリー化等の議会関係施設等を整備することも重要な要素です。

しかしながら、財政状況がぜい弱な町村においては、こうした議会関係施設等を整備することは困難を伴うため、国による財政措置の充実強化を図るよう要望します。

十、主権者教育の推進に関する要望

総務省・文部科学省・公益財団法人明るい選挙推進協会等とは、地域学校連携活動、常時啓発などの取組みを通じて主権者教育を推進していますが、議会への関心を高めるためには、これまで以上に学校・家庭・地域において地方議会の啓発を積極的に行うよう要望します。

十一、選挙公営の拡大に関する要望

現在、市議会議員選挙におい

ては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが選挙公営の対象になっていますが、町村議会議員選挙は、供託金制度がないことや一般的に選挙運動区域が狭く選挙運動期間も短い等の理由で選挙公営の対象となっておりません。

一方、被選挙権年齢は、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員は「満二十五歳以上」、参議院議員、都道府県知事は「満三十歳以上」となっています。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被選挙権年齢を引き下げよう要望します。

十三、補欠選挙の改正に関する要望

補欠選挙については、公職選挙法第百十三条の規定により市町村議会議員においては、欠員が議員定数の六分の一を超えた場合に行うこととなっていますが、欠員が議員定数の六分の一を超えない場合においても「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）に行うこととなっています。

この場合、早急に欠員補充を行う観点から、首長選挙のみではなく衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも補欠選挙を行うことができるよう要望します。

十四、統一地方選挙の再統一に関する要望

平成三十一年四月の統一地方選挙における統一率は、市町村合併や解散等の影響により、全体では約三割弱、町村議会議員では約四割弱と低下しています。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材を町村議会へ確保する観点から、統一率を段階的に復元するよう要望します。

要 望

現在、個人が都道府県議会議員や政令指定都市の議会議員及びその候補者に係る後援会に対し、政治献金を行った場合は、寄附金控除の対象となりますが、町村議会議員は対象外となっています。

町村議会議員の政治活動を支える観点から、町村議会議員についても、都道府県や政令市と同様、個人の政治献金に係る寄附金控除の対象として追加するよう要望します。

十六、厚生年金への地方議会議員の加入に関する要望

地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

このような中、志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことは、民主主義を維持発展させていくための喫緊の課題です。厚生年金の適用拡大が我が国の趨勢となっており、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し議員に立候補するための環境の改善につながると考えます。

十七、圏域行政の標準化及び法制化に関する要望

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備について早急に実現を図るよう要望します。

内容をとする総務省の自治体戦略二〇四〇構想研究会の報告を受けて、第三十二次地方制度調査会において、圏域行政のあり方が議論されていますが、その中間報告において、地域や組織の枠を越えた連携が強調されているので、危惧しております。

市町村間の連携は、中心市に飲み込まれたり、画一的なものであつてはならず、当該市町村の実情に応じた自主的なもので、市町村間の関係が対等平等なものでなければなりません。また、現行の一部事務組合、広域連合、事務委託、定住自立圏等の仕組みの検証がないままでの極めて乱暴な提案であり、圏域行政の標準化の理由も不明です。

中心市が周辺の市町村をコントロールするような地方行政制度は、憲法が保障する「住民自治」及び「団体自治」の観点からも極めて問題があり、地方自治の本旨を傷つけることになるので、断じて容認できません。

さらに、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題を克服するために、各町村はそれぞれの地方版総合戦略により我が町・我が村に愛着と誇りを持つて必死に頑張っており、

を内容とする総務省の自治体戦略二〇四〇構想研究会の報告を受けて、第三十二次地方制度調査会において、圏域行政のあり方が議論されていますが、その中間報告において、地域や組織の枠を越えた連携が強調されているので、危惧しております。

その努力と成果を無視するような机上の制度設計は容認できません。

ついでには、地方行政制度の制度設計に当たり、地方自治の現場の当事者の意見は最も尊重されるべきです。国会議員各位におかれましては、圏域行政の標準化及び法制化に反対されますよう要望します。

緊急要望

令和元年台風第一九号災害に関する緊急要望

本年十月十二日に本県を襲った令和元年台風一九号は、近年では最大級の台風となり、関東から東北地方を直撃し、各地に甚大な被害をもたらしました。

この台風により、全国で九十人を超える尊い命が奪われ、住宅の全半壊、一部損壊、床上・床下浸水をあわせると八万六千棟にも及ぶ大災害となりました。

本県でも四名の方が亡くなり、住宅の全半壊の他に、西毛地域の町村を中心に町村道や橋梁の損壊箇所も多数あり、住民の安寧な日常生活を取り戻すため、早期の復旧工事が望まれます。

つきましては、下記事項について、関係機関への働きかけを

要望します。

記

一 小規模の災害復旧工事について、国庫補助制度の対象とするなど、財政支援を拡充すること。

二 公共土木施設復旧のための調査設計に要した費用に係る国庫補助制度を拡充すること。

特別要望

新たな過疎対策法の制定に関する特別要望

過疎対策については、昭和四十五年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域で

あり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

広報紙制作のスキルポイントを学ぶ 議会広報研修会を開催

県町村議会議長会は、昨年十一月十八日、前橋市・群馬県市町村会館において議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今回は十九町村、百二十人の議会議員及び事務局職員が参加した。

読み手を意識した紙面づくりについて説明し、肖像権や著作権について、必ず本人の了解をとっておくよう注意喚起した。

また、広報クリニックに応募した榛東村、吉岡町、長野原町、川場村及び千代田町の議会広報紙を教材に実践的な編集技術を学んだ。



長岡光弘講師



熱心に聴講する参加者



全国町村議会議長会 創立七十周年記念式典

全国町村議会議長会は、地方自治の振興発展と町村議会の円滑な運営に寄与することを目的に、昭和二十四年十一月六日に創立されて七十周年を迎えたことから、昨年十一月十三日、東京・NHKホールにおいて行われた第六十三回町村議会議長全国大会に併せ、記念式典を開催した。

記念式典では、国歌斉唱に続き、松尾会長（佐賀県会長）が式辞を述べた後、改革先進議会議長を受賞した十団体を代表して、北海道浦幌町議会の田村議長に表彰状が授与された。

また、永年功労者表彰として町村議会議員在職三十年以上の



祝辞を述べる安倍総理

三百四十七名及び町村議会議事務局職員あるいは系統町村議会議長会職員在職二十年以上の五十五名を代表し、滋賀県日野町議会の杉浦議長に表彰状が授与され、さらに、特別功労者表彰として、全国町村議会議長会

会長を務めた者五名及び都道府県町村議会議長会会長を四年以上務めた者二十名を代表し、飯田第三十三代全国議長会会長に表彰状が授与された。

来賓祝辞に入り、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長、高市総務大臣、北村まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階自由民主党幹事長、荒木全国町村会会長からそれぞれ

祝辞が述べられ、記念式典を終了した。
なお、本県の該当者は、次のとおり。

永年功労者表彰

〈町村議会議員三十年以上〉

吉岡町	小池 春雄
神流町	宮前 俊秀
中之条町	原沢今朝司
草津町	櫻井 伸一
昭和村	林 幸司

〈都道府県町村議会議長会会長を四年以上務めた者〉

第三十一代会長	高橋 正
（元榛東村議長）	
第二十六代会長	高橋 正
（元榛東村議長）	

明和町 関根 慎市
大泉町 金子 光國

特別功労者表彰
〈全国町村議会議長会会長を務めた者〉

全国町村議会議長会創立七十周年記念

第63回

町村議会議長全国大会

住民自治に基づく個性と
活力に満ちた町村の実現



大会議長を務める仲澤会長

よる議長全国研修会が行われた。

宣言

町村は、食料供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を守りながら、豊かな田園文化を育んできた。

昨年十一月十三日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約千六百人が出席するなか、第六十三回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第四十四回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。

会が創立されて七十周年にあたることから記念式典も併せて行われた。（別掲）
式典終了後、大会に入り、市原副会長（千葉県会長）の大会宣言朗読の後、本県の仲澤会長が議長を務め、議事を進めた。要項事項、決議及び特別決議を満場一致で採択し、出席者の

総意を結集した「ガンバローコール」を行い、盛会裏に閉会した。
大会終了後、『鶴瓶の家族に乾杯』（涙と笑いの舞台裏）と題し、NHK制作局チーフ・プロデューサーの井上繭子氏に

しかしながら、東京への一極集中が進み、農山漁村からは若者が流出するようになると、地方では過疎化・高齢化が深刻な

問題となり、本格的な人口減少社会の中で、地域活力が減退している。

加えて、長期にわたる経済の低迷、東日本大震災をはじめとする大規模災害等の大きな打撃を経験した町村の行財政運営は、景気が回復基調にある今日においても厳しい状況に置かれている。

このような状況に鑑みれば、我々町村は、持続可能な地域社会の確立を目指して、「地方創

東日本大震災等大規模自然災害

からの復興及び災害対策に関する特別決議

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土である。

平成二十三年に発生した東日本大震災以降も、平成二十八年熊本地震、平成二十九年七月九州北部豪雨、平成三十年七月豪雨、平成三十年北海道胆振東部地震、さらに本年には、九州北部地方を中心とした大雨、台風第一五号及び第一九号等の自然災害が断続的に発生し、これら

生」を実現させるとともに、地域が抱える諸問題解決に向け、来るべき「Society5.0」時代における様々な可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要がある。

よって、全国町村議会議長会は、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求めて、本日、「第百八十三回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

の被災町村では、復旧・復興事業に懸命に取り組んでいる。

未曾有の大災害となった東日本大震災の被災地では、未だ多くの住民が避難生活を続けているが、住宅・公共施設、生活インフラ、地場産業の生産設備も着実に復旧するなど、復興の総仕上げの段階へと進みつつある。

その一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい福島県では、復興・再生に向けた動きが進んでいるが、帰還困難区域住民の被災者支援に

加え、避難指示解除地区における生活環境の整備、生業の再生、風評被害の払拭、廃炉問題など、今なお多くの課題が山積している。

このように、復興への道程は、災害の規模や程度によって地域ごとにばらつきがあること、また、復旧・復興を担う町村の財政基盤は脆弱であることから、地域の実情に即した復興事業を進めるためには、財政、政策両面における国の支援が必要不可欠である。

議会の機能強化及び多様な人材を

確保するための環境整備に関する特別決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。こうした状況の中、議会が住民の代表機関として適切な役割

よって、政府・国会においては、被災町村の意見を十分に踏まえ、大規模自然災害等からの復興対策を講じるとともに、国の定めた「復興・創生期間」終了後においても、心の復興を含めた被災地の復興事業を継続的に支援する仕組みを構築し、さらには、これまで経験した自然災害の教訓を踏まえ、将来に発生するであろう大規模災害への対策を確立するよう、強く要請する。

決議

町村が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを行うためには、国と地方が確固たる信頼関係の下、安定的かつ効果的な施策を展開していかなければならない。

よって、政府・国会は、令和二年度の予算編成及び施策の策定にあたっては、本会の要望を踏まえ、下記事項を積極的に推進されるよう、強く要望する。

記

- 一 東日本大震災からの復興
- 一 原子力発電所事故からの復興
- 一 大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立
- 一 地方創生のさらなる推進
- 一 参議院選挙における合区の解消
- 一 分権型社会の実現と道州制導入反対
- 一 町村財政の強化
- 一 議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境

導人反対

一 町村財政の強化

一 議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備

一 監査機能の強化

一 農業・農村振興対策の強化

一 森林・林業・山村振興対策の強化

一 水産業・漁村振興対策の強化

一 中小企業振興対策の強化

一 環境保全対策の推進

一 情報化施策の推進

一 地域保健医療の向上

一 医療保険制度の改善

一 介護・高齢者福祉の充実強化

一 少子化対策・障がい者福祉施策の推進

一 教育・文化の振興

一 生活環境施設の整備促進

一 消防体制の強化

一 人権擁護の推進

一 交通体系の整備促進

一 国土政策の推進

一 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立及び尖閣諸島海域での安全操業の確保

一 基地対策の推進

一 特定地域の振興

一 消防・防災体制及び雪害対策の強化

一 調査・研究等の総合的な推進

一 税財政措置の確保

群馬県知事・群馬県議会議員と町村議会議員との意見交換・懇談会開催

県町村議会議長会は、昨年十一月十九日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋で知事並びに県議会議員と町村議会議員の連携を強化するための意見交換・懇談会を開催した。

この意見交換・懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で十回目の開催となる。

意見交換・懇談会には、狩野県議会議員及び津久井副知事が出席し、情報・意見交換を行った。

吾妻郡の議員が嬭恋村の被災地へ

災害ボランティア活動を実施

昨年十月に襲来した台風一九号は、県内三十五市町村のうち三十市町村が災害救助法の適用になるほどの、広範囲にわたる甚大な被害をもたらした。

このような状況の中、大きな被害のあった吾妻郡嬭恋村で、同郡の町村議員がボランティア活動を行なった。その様子を紹介する。

山本会長（吾妻郡町村議会議長）が、「吾妻郡の出来事は共有して共助しよう」と郡内町村議員に呼び掛け、十月二十一日に嬭恋村への

ボランティア支援を実施した。

当日は、嬭恋会館に集合した三十五名の議員等がボランティア登録を行い、嬭恋村社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター職員の手引に従い、新鹿沢温泉地区で、住宅や施設の敷地内に流れ込んだ土砂の排除作業や災害ゴミの片付けに汗を流した。

ボランティアに駆けつけた議員の中には、油圧ショベルの重機やトラックを持ち込み、人力では対応できない大きな災害ゴミの搬出やゴミの仮置き場までの搬送作業にあたり、予定時間をオーバーして活動を終了した。



ボランティアに参加した議員



災害ゴミの搬出作業をする議員

第四十四回豪雪地帯

町村議会議長全国大会決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

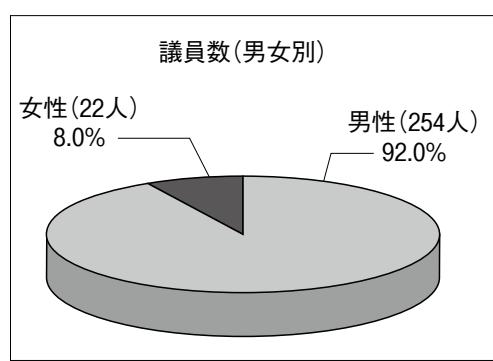
記

一 豪雪地帯対策の充実強化
一 冬期交通・通信の確保
一 農林業振興及び産業対策の強化

一 学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化
一 定住・居住環境の向上

第65回
町村議会
実態調査から
住民に
開かれた
議会の発展を
目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、令和元年で第六十五回を迎えた。ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。



一 議員数(総数)

別表1 議員数(在職年数)

在職年数	議員数	構成比
12年未満	199人	72.1 %
12年以上 24年未満	65人	23.6 %
24年以上 40年未満	11人	4.0 %
40年以上	1人	0.4 %

- 議員定数二八一人(対前年五人減)、実数は二七六人
- 二 議員数(男女別)
- 男女別議員数はグラフのとおり(男性議員は対前年八人減、女性議員は対前年四人増)
- 三 議員数(在職年数)
- 「別表1」のとおり
- 四 議員数(年齢構成)
- 「別表2」のとおり

五 常任委員会

別表2 議員数(年齢構成)

年齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	2人	0.7%
30歳以上 40歳未満	5人	1.8%
40歳以上 50歳未満	22人	8.0%
50歳以上 60歳未満	43人	15.6%
60歳以上 70歳未満	132人	47.8%
70歳以上 80歳未満	69人	25.0%
80歳以上	3人	1.1%

- 設置数は次のとおり
- 五委員会 一町(前年同)
- 四委員会 一町(対前年一増)
- 三委員会 五町村(前年同)
- 二委員会 一六町村(対前年一減)
- 委員会定数の最高は二二人、最低は四人
- 六 議会運営委員会
- 県内全町村が設置。委員定数の平均は五・五人
- 七 議会事務局
- 県内全町村が設置
- 専任職員は事務局長七人、職員十六人、一議会あたりの専任職員数は一・〇人。兼任職員を含めても二・六人。
- 一 議員あたりの職員数は〇・二二人(前年同)
- 八 議会広報活動
- 議会広報は県内全町村が発行うち二十一町村が議会単独発行
- 九 本会議
- 一町村あたりの開催状況は次のとおり
- (一) 定例会
- 年四回開催が二十二町村で、四月から通年議会となったところが一町
- 年間の本会議日数は、一町村平均一・二二日、一般質問者数は一七・三人、傍聴者数は七八・九人
- (二) 臨時会
- 臨時会を開催した町村は二十一議会、そのうち年間の開催回数は一町村平均二・六回、本会議日数は二・六日、傍聴者数は六・〇人
- 十 議員報酬、費用弁償
- (一) 議員報酬
- 「別表3」のとおり。
- 県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を上回った。

- 十一 議会基本条例
- 十町村(吉岡町、下仁田町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、玉村町、板倉町、千代田町、大泉町)が制定(前年同)

別表3 議員報酬

単位：円

区分		議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長
R元.7.1	本県平均	288,548	226,478	205,622	214,065	213,609
H30.7.1	本県平均	287,591	225,522	204,665	213,109	212,652
対前年比 (%)		100.3%	100.4%	100.5%	100.4%	100.5%

- (二) 費用弁償
- 本会議、委員会へ出席した際の費用弁償は、県内全町村が支給していない。

群馬県町村議会議員 研修会開催



開会挨拶をする仲澤会長



県町村議会議長会は、昨年十月二十五日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとつて身近な話題や緊急な事柄を研聴講していた。

修するもので、今回は、東京大

学名誉教授の大森彌（おもしろ

わたる）氏及び（株）感性リサー

チ代表取締役の黒川伊保子（く

ろかわ・いほこ）氏の二人から

次の演題で講演いただき、参加

者は、ここで学んだ内容を地元

での活動に役立てようと熱心に

聴講していた。



熱心に聴講する議員

『新時代の自治体議会の姿』



東京大学名誉教授

大森 彌 氏

『人生に効く脳科学』

『脳が創り出す男女のミゾ、人生の波』



（株）感性リサーチ代表取締役

黒川伊保子 氏

当選議長の紹介

甘楽郡南牧村

茂木 栄一

十月一日 当選

佐波郡玉村町

三友美恵子

十月二十九日 当選

議長会役員の異動

中澤 幹男（南牧村）

九月三十日 理事退任

茂木 栄一（南牧村）

十月一日 理事就任

高橋 茂樹（玉村町）

十月二十九日 副会長退任

三友美恵子（玉村町）

十月二十九日 理事就任



「みんなが安心して暮らせるまち」 の実現へ ― 議会改革への取り組み ―

板倉町議会議長 延山 宗一

板倉町は鶴舞う形と形容される群馬県の最東端部である「くちばし」部分に位置し、北には渡良瀬川、南には我が国最大の流域面積を誇る利根川が流れ、この二大河川が町の東南で合流しています。また、関東平野のほぼ中央に位置し、栃木県、埼玉県に隣接、また茨城県にも近接する四県を生活圏とする地域です。

観光においては、全国でも珍しい平地にある三県境（群馬県、栃木県、埼玉県）や平成二十三年九月に国の重要文化的景観として関東で初めて選定された「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」、平成二十四年七月にラムサール条約の登録湿地となった「渡良瀬遊水地」などを活用し交流人口の増加に取り組んでいます。

基盤整備においては、群馬県企業局による板倉ニュータウン事業に併せて、群馬県の東の玄関口といえる東武日光線板倉東洋大前駅の開業、東洋大学板倉



板倉ニュータウンと渡良瀬遊水地

キャンパスの開設、産業用地の造成等の整備が図られています。また交通網においては、都心から六〇キロ圏にあり、東武日光線での東京近郊への通勤、通学、また南北に走る東北自動車道や東西を結ぶ国道三五四号バイパスにより交通の利便性が高い地域となっています。

町の基幹産業である農業は、水稻と野菜を中心に栽培され、特に水稻は県内一の早場米の産

地となっており、施設栽培のきゅうりは全国有数の産地を形成しています。

現在の板倉町を取り巻く環境は、出生率の低下や流出人口の増加により加速度的に人口減少が進行しています。この人口減少に対応するため、町では最上位計画として平成二十四年度に「第一次中期事業推進計画」を策定し、「みんなが安心して暮らせるまち」を将来像の目標に掲げ、防災体制の整備や子育て支援、基盤整備、産業振興等さまざまな分野において将来像の実現に取り組んでいます。

取り組みの例としては、二一八軒に及ぶ板倉ニュータウン事業において、住宅未造成地を産業用地へ用途変更して分譲したところ約九〇軒が契約に至っております。しかし、商業用地や住宅分譲地の販売は苦戦し、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。このため住宅用地の販売を促進するため、個人紹介者への謝礼制度や

産業用地、商業用地に進出した企業に対する優遇措置等を実施しています。また、小中学校の給食費無料化、英語検定料の半額助成、子育て支援金支給など子育て世代の経済的負担を軽減するとともに教育環境の充実を図るため若者世代の定住の促進につながる施策を講じています。

なお、町では現在、来年度から八年間の新たなまちづくりの指針となる「第二次中期事業推進計画」の策定中であり、議会としても計画内容を注視し、町民の意思が反映されるよう協力していきたいと考えています。

議会は、町の行財政運営の監視、意思決定機関としての役割と責任はますます重要となっており、行政執行者と二元代表制の一翼を担う機関として、町民の意思を代弁する責務を負うとともに必要な施策を実現しなければなりません。

板倉町議会では議会及び議員活動の活性化と町民参加を基本とする開かれた議会を目指して、平成二十六年一月に議会基本条例を制定しました。この基本条例に基づき、町民と直接対話する議会報告会の開催や町予算が適正かつ効果的に執行されているかを審査する事務事業評



事務事業評価結果を町長へ提言

価を実施しています。事務事業評価は各分野から対象事業を選定し、議会の立場から精査、審査した上で「継続」「見直し」「廃止」の三分に評価し、評価結果を議会の合議として次年度以降の予算編成に反映するよう町長へ提言するものです。

町の将来像の目標である「みんなが安心して暮らせるまち」の実現のために、更に議会改革を推進し町民との信頼関係を深めること、幅広い年代の町民や団体の意見や要望を的確に把握し町民目線で町執行部と議論を重ねること、ともに同じ方向性でまちづくりに取り組むことが重要であると考えます。そして、町の発展へと繋がるものと思います。



町イチ!村イチ! 2019

知恵の交換と
町村の魅力を
紹介

本県から
11町村が
出展

賑わう会場



開場前の大行列



荒木全国町村会長が開会挨拶

全国町村会主催の物産展「町イチ・村イチ!二〇一九」が令和元年十一月三〇日(土)・十二月一日(日)の二日間、東京国際フォーラムをメイン会場に、有楽町駅前地上広場をサテライト会場として開催された。参加町村は三百八十町村、二日間の入場者は五万三千人で過去最多となった。

このイベントは、東日本大震災からの復興を支援し、日本の



全国の参加町村にとっては相互に知恵を交換することにより観光資源の掘り起こしになると発信した。

心のふるさとともいえる町村の魅力をアピールするため、二〇一一年に始まったもので、今回で五回目、令和の時代で初めての開催となった。

ともに、首都圏の皆さんに町村の魅力を知っていただく絶好の機会となった。さらに、会場の各ブースにおいて、来場者と素人売り手(町村職員)の楽しい会話が交わされ、町村職員の温かい人柄を情報発信する場にもなった。



本県町村の出展ブース

先日、「AIで変わる自治体業務」

と題した早稲田大学稲継裕昭教授の講演を受講する機会がありました。

現在、様々な分野で注目されているAIが、自治体においてどう導入され、今後どう普及されていくか事例を挙げて話されており、それに伴い、近い将来の公務員の働き方はどうなるのか、その時代に公務員に求められる資質や能力

＋税】です。

平成二十八年十月号で、AIはある一点を超えると加速度的な自己進化を遂げ、人間の知能レベルを遥かに凌駕する超知能AIが生まれ（シンギュラリティ）というそうです。人類が支配している科学技術がAIに奪い取られる可能性があることを指摘した「人工知能・人類最悪にして最後の発明」という本を紹介させていただきま

一方で、東ロボくんの実験と同

時に行なわれた全国二万五千人を対象にした読解力調査では、中高生の多くが、東ロボくん以下の読解力しか持っていないという恐るべき実態（教科書が読めない子）が判明しました。

この若者の読解力の現状で、学校教育にプログラミングや英語が導入されようとしているが、読解力の向上、それがなければ、AIの進化を待たずに人間が、職場をAIに明け渡さねばならなくなる日が訪れるだろうと著者は嘆きます。

AIの限界が示される一方で、これからの危機はむしろ我々人間側の教育にあることが示され、その行く着く先は最悪の恐慌というシナリオだそうです。

教育に関する専門家でもある著者が最悪のシナリオを避けるための日本の教育界に対する提言も語られ、学力を左右する最大の要因は読解力と力説されています。

読解力は、これからの時代に必須の能力とのことですが、自分の身にあってはめたとき、とても身につまされる思いを抱いた一冊でした。

おすすめの1冊



AI vs. 教科書が読めない子どもたち

東洋経済新報社刊・新井紀子著

は何かなど、大変興味深い話が満載でした。

興味を持たれた方は、教授の著書「AIで変わる自治体業務・残る仕事、求められる人材（ぎょうせい）」もお読みください。

さて、今回のおすすめの一冊は、同じAIでも「AI VS 教科書が読めない子どもたち」・新井紀子著・東洋経済新報社刊・千五百円

気鋭の数学者で、東大合格を目

指すAI「東ロボくん」の開発にも携わる著者が、「AIが人類を滅ぼす？ ↓滅ぼしません！」「シンギュラリティが到来する？ ↓到来しません。それどころか、東大合格すら東ロボくんには無理だ！」とAIの誤解や限界を示し

ます。

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
理事会	1月15日(火)	市町村会館 町村会役員室
総合事務組合議会 第1回定例会	2月3日(月)	市町村会館 特別会議室
定期総会	2月14日(金)	市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月25日(火)	市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
正副会長会議	1月10日(金)	市町村会館 議長会役員室
理事会	1月17日(金)	市町村会館 議長会役員室
定期総会	2月19日(火)	市町村会館 大会議室

令和2年 町村長・町村議会議員任期満了日一覧

町 村 長	
町 村 名	月 日
玉村町	1月31日
千代田町	3月24日
昭和村	5月30日
甘楽町	7月22日
板倉町	11月16日
下仁田町	12月4日

町村議会議員	
町 村 名	月 日
千代田町	3月30日